

申請におけるQ&A

No.	区分	Q	A
1	申請前	体験交流とは、具体的にどのような活動を指すのか？	こどもたちに対して無料または安価で行う食事や学習以外の活動を指します。 例：工作やボードゲーム等のワークショップ、音楽や芸術鑑賞、体を動かす活動、レクリエーション等
2	申請前	宿題のサポート等の学習支援以外にも、新たに体験活動にあたる活動をしないといけなくなったのか？	いいえ。体験活動は新たに対象に加わった形となり、いままでの活動を制限・強制するものではありません。学習支援のみの活動で補助金申請が可能です。
3	申請前	こども食堂を運営しており、三回に一回程度、出演料を支払って無料音楽演奏の機会を設けている。このような場合も両方の区分で申請してよいか？	はい。両方で申請いただけます。毎回でなくとも、食事以外の活動があれば両方でご申請ください。
4	申請前	協働センターでこども食堂を開催しており、同日、こども食堂の参加者のうち希望者へ同じ協働センターの体育館でスポーツ体験も行っている。このような場合も両方の区分で申請してよいか？	はい。参加者を制限せず、無料もしくは低額での活動であれば両方で申請いただけます。
5	申請前	スポーツ体験を行っているが、実費を徴収している。ひとり一回1,500円かかるが、消耗品費や人件費がかかり利益は出ていない。体験活動として申請できるか。	家庭環境により支援が必要なこどもを含むすべてのこどもたちに利用可能な事業である必要があるため、非営利事業であっても、個人の負担が高額な場合は対象外となる場合があります。申請前に子育て支援課までご相談ください。
6	申請前	音楽教室を運営している。初回一回目は無料だが、初回分だけ補助金申請はできるか。	主体である音楽教室が営利目的であることと、継続的に参加できるこどもの居場所としての要素を満たしていない為、対象外となります。※教室事業であれば、「浜松市こども習い事応援事業」の対象事業者として登録できる場合があります。詳細は該当事業のHPをご覧ください。
7	申請前	年に一回無料でスポーツ体験イベントを行っている。補助金申請はできるか。	こどもの居場所として概ね月一回以上継続で実施することを条件としているため、単発のイベントは対象外です。
8	申請前	様式1の申請期間について、どのように考えればよいか。	初回の実施前から各種購入等を行っている場合は、その期間を含めて構いません。新規立上の場合、初回開催以前からとしてください。

9	申請前	Microsoftofficeをパソコンにダウンロードしておらず、Excelが使えない。申請はどうしたらよいか。	子育て支援課までご相談ください。GoogleスプレッドシートやNumbers等、互換性のあるソフトウェアをご利用の際は、計算式等がうまく機能しない場合がありますのでご注意ください。
10	申請前	Excel申請書の計算式がうまく動かない/書き換えてしまった	必要事項をご入力いただければそのままご提出ください。（区分、回数、予算額が分かれば申請可能です。）
11	申請前	最終的な補助金の額はどのようにして決まるのか	決算額の1/2、回数による上限額、申請時の交付決定額のうち最小の額となります。詳細はHPの金額一覧をご覧ください。
12	申請前	押印が必要な書類について、どのような印が必要となるのか	認印となります。（団体であれば団体の印もしくは代表者の印鑑）法人・個人問わず代表として使われている印であれば印鑑登録の有無は問いません。また、印鑑ではなくサインでも構いません。
13	申請後	申請して補助金の交付決定を受けたが、事前の申請回数よりも開催回数が増え、経費が増加しそうである。交付決定額の増額は可能か。	変更申請をご提出いただければ改めて交付決定いたします。子育て支援課までご相談ください。初回の申請の際は、回数を多めに申請いただくことをお勧めします。（補助金額については最終的な決算額や回数で確定します。）
14	申請後	両方の区分で申請して補助金の交付決定を受けたが、こども食堂の経費しかかからなそうである。区分を変更した方がよいか？	実際に両方の活動を行っていただければ、そのまま構いません。補助金額については最終的な決算額や回数で確定します。
15	申請後	申請して補助金の交付決定を受けたが、多額の寄付を受けられることとなり、補助金がなくても運用できる見込みだ。	補助金の辞退が可能です。子育て支援課までご相談ください。